

広報 かみごおり さわやかに歴史と未来の出逢うまち

KAMIGORI

public relations

6 June
2011
No.499

雨ニモマケズ

主な内容

P2

土砂災害防止月間

P6

公共交通サービスの
運行時期が決まりました

P10

円心くんのまちの話題

(表紙関連記事:今年度の米づくり体験がスタート)

土砂災害防止月間

災害は、いつ起こるか
わからない…



(財)消防科学総合センター
<http://www.isad.or.jp/>

その1 ひょうご防災ネットに登録

ひょうご防災ネットに登録をすると、上郡町や兵庫県内各市町の気象警報が携帯電話のメールで自動的に配信されます。

また、千種川の洪水予報や、上郡町からの避難情報なども通知されます。



登録方法

- ①携帯電話でURL「<http://bosai.net/>」を入力
または下のQRコードを読み取る。



- ②画面にそって入力を進める。
入力方法が分からない場合は、
<http://bosai.net/regist/toroku/toroku.pdf>
を参照してください。

※防災ネットからのメールは、通常のメールと同じくパケット料金がかかります。

今からできるロジックの備え

あなたは、日ごろから防災意識をもって生活していますか？
私たちの住む上郡町は、豊かな自然に囲まれ、四季折々の風景を見ることができます。しかし一方で、土石流や地滑りなど土砂災害の危険にさらされています。
毎年増水期を迎える6月は、「土砂災害防止月間」として、防災知識の普及や警戒体制の引き締めなど災害対策の運動が推進されています。
この機会に、身の回りの危険箇所の確認や大雨時の避難方法などを家族や地域で話し合っておきましょう。

その2

災害時に役立つ情報収集方法を確認しておく

町では、洪水などで浸水の危険がある場合などに避難のための情報を屋外拡声器やえんしんネット(デジタル111チャンネル)、町ホームページでお知らせしています。特に避難勧告など緊急を要する場合はサイレンのあとに音声で放送を行いますが、宅内などに居て聞こえにくい場合などは、**えんしんネットや町ホームページでご確認ください**。また、雨量や河川の状況を確認できるウェブサイトもあります。災害が起きる前に一度確認しておきましょう。

雨量情報

役場屋上を含め町内7カ所に雨量計を設置しています。町ホームページ

<http://www.town.kamigori.hyogo.jp/uryo/index.html>で確認できますが、電話でも音声自動応答により現在の降雨量を確認できます。

■確認用電話番号 ☎52-6021
☎52-6022

■雨量計設置場所

役場、高田地区公民館、鞍居地区公民館、赤松自治会公民館、石戸自治会公民館、船坂地区公民館、梨ヶ原地区公民館

防災関係サイト一覧

●河川情報

国土交通省「川の防災情報」

<http://www.river.go.jp/>

兵庫県「千種川流域河川情報システム」

<http://www1.winknet.ne.jp/~kasen01/pc.html>

●気象情報など

気象庁「防災気象情報」

<http://www.jma.go.jp/jma/menu/flash.html>

兵庫県「防災気象情報」 <http://hyogo.bosai.info/>

兵庫県「地域の風水害対策情報」

<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>



役場屋上に設置されている雨量計(左)とサイレン(右)。サイレンは、避難判断水位3.8mを越えた場合、自動的に警報音が鳴るように設定されています

その3

災害用伝言ダイヤルの使い方を確認しておく

災害時伝言ダイヤルは、災害が発生し電話がつながりにくくなったときに、あなたの安否情報を登録しておくことで、家族や友人などがあなたの安否を確認することができます。

使用方法

伝言を録音するとき ☎①⑦①→①→自宅の電話番号を入力→伝言を吹き込む(30秒以内)

伝言を聞くとき ☎①⑦①→②→相手の電話番号を入力→伝言を聞く

※「伝言を録音する人」と「伝言を聞く人」が入力する電話番号が同じ番号であれば、家族以外の方の安否も確認することができます。

※そのほか各携帯電話会社の伝言板なども利用できますので、日ごろから確認しておきましょう。

防災への取り組み

定時放送を開始します

平成20年度から順次整備している屋外拡声器を使用した定時放送を開始します。これは、緊急時に備えて屋外拡声器の故障などを早期に発見するための目的と、児童・生徒たちの帰宅を促すために実施するものです。1日1回全ての拡声器を対象に一斉にチャイムを放送します。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。



役場裏に設置されている屋外拡声器

- 実施開始日 7月1日(金)～
- 実施時間 4月～9月 18時
10月～3月 17時
- 放送する音 ウエストミンスターの鐘
(学校のチャイム音と同じ)

※7月以降定時放送が鳴らない場合は、拡声器が故障している可能性があります。気がついた方は役場総務課までご連絡願います。

J-ALERT(全国瞬時警報システム)とは？

- 気象庁から送信される地震情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線などを自動起動するシステム。
- 消防庁からは、情報番号や対象地域コード情報などを送信し、全地方団体が受信します。
- 地域コードに該当する地方団体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行います。

〒役場総務課 総務防災係 ☎52-1111

J-ALERTを使用した訓練放送

全国の自治体で整備を進めている

J-ALERT(ジェイアラート)を使用した緊急地震速報の訓練放送が全国一斉に実施されます。

屋外拡声器から警報音が鳴り「大地震です。大地震です」と流れます。平日の訓練で「迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。」

実施日 6月28日(火)

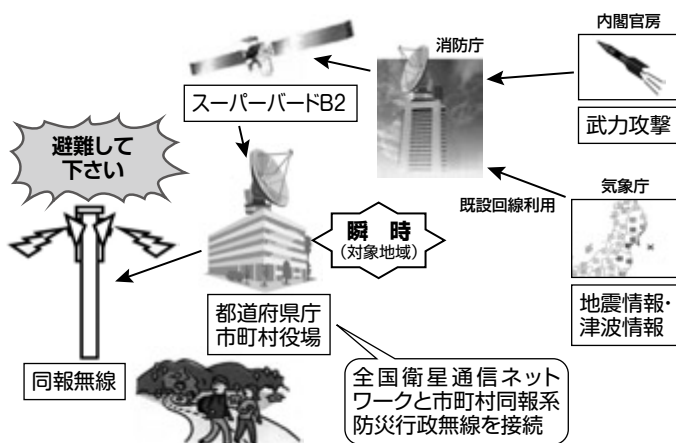
10時15分ごろ

対象 町内の全ての屋外拡声器

(86カ所)

※気象・地震活動の状況などによって訓練を中止することがあります。

J-ALERTの概念図





新番組「GoGoかみごおり」

町自主放送「えんしんネット」では、住民参加型の番組制作を進めています。

5月1日より新番組として「GoGoかみごおり」の放送を開始しました。この番組は、住民の方いろいろな形(出演・情報提供など)で番組制作に参加いただけるような番組構成となっています。まちの話題や出来事を紹介する「えんしんニュース」、イベント情報や行政からのお知らせなどを行う「エイトちゃんの耳より情報」、そして、子どもやペットなど各家庭のアイドルを紹介する「我が家のアイドル」

が家の「アイドル」といったコーナーを設けています。

今後、番組が定着するためにも皆さんから情報提供が欠かせません。

町では各コーナーの情報を募集しています！

「エイトちゃんの耳より情報」

内容 地域で行われるイベントや催し物の案内など

提出物 放映依頼書

※ただし、次の事項に該当する場合は、放送できません。

- 宗教・政治・営利に関するもの
- 公序良俗に反するもの
- 特定の個人や団体、特定の地域の方のみを対象とするもの

「我が家のアイドル」

対象 お子さんやお孫さん、またはペットなど、家族にとっての大切な方(アイドル)

提出物 放映申込書、写真8枚

各依頼書は、役場総務課にあります。また、町ホームページからダウンロードできます。なお、「GoGoかみごおり」はホームページでもご覧いただくことができます。

問 役場総務課 広報情報係

☎ 52・1111

5月1日以降の番組スケジュール

時間帯									番組名		留意事項
7時	9時	11時	13時	15時	17時	19時	21時	00	GoGoかみごおり(15分~30分)	※毎月1日と16日に新しい内容に更新します。 ※議会期間中は、スケジュールには関係なく議会議中継を放映します。 ※特別番組などがある場合は、一部番組内容を変更し放映します。	
								30	文字放送		
								35	企画番組・「こんにちは県警です」など		
								50	文字放送		
								55	天気予報&L字放送		
8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	00	アニメ「けいすけじゃ」(5分~10分)		
								10	文字放送		
								15	企画番組・西はりま(WINK制作)など		
								45	文字放送		
								50	企画番組		
23時 ~ 6時								55	天気予報&L字放送		
								00	文字放送		

議会中継を再放送します



3月の定例会から「えんしんネット」で議会議中継が開始されました。

より多くの方にご覧いただけるように6月の定例会から、議会のあった翌月に「一般質問」のみ再放送することになりました。仕事や用事で視聴できなかった方もぜひご覧ください。

放送日

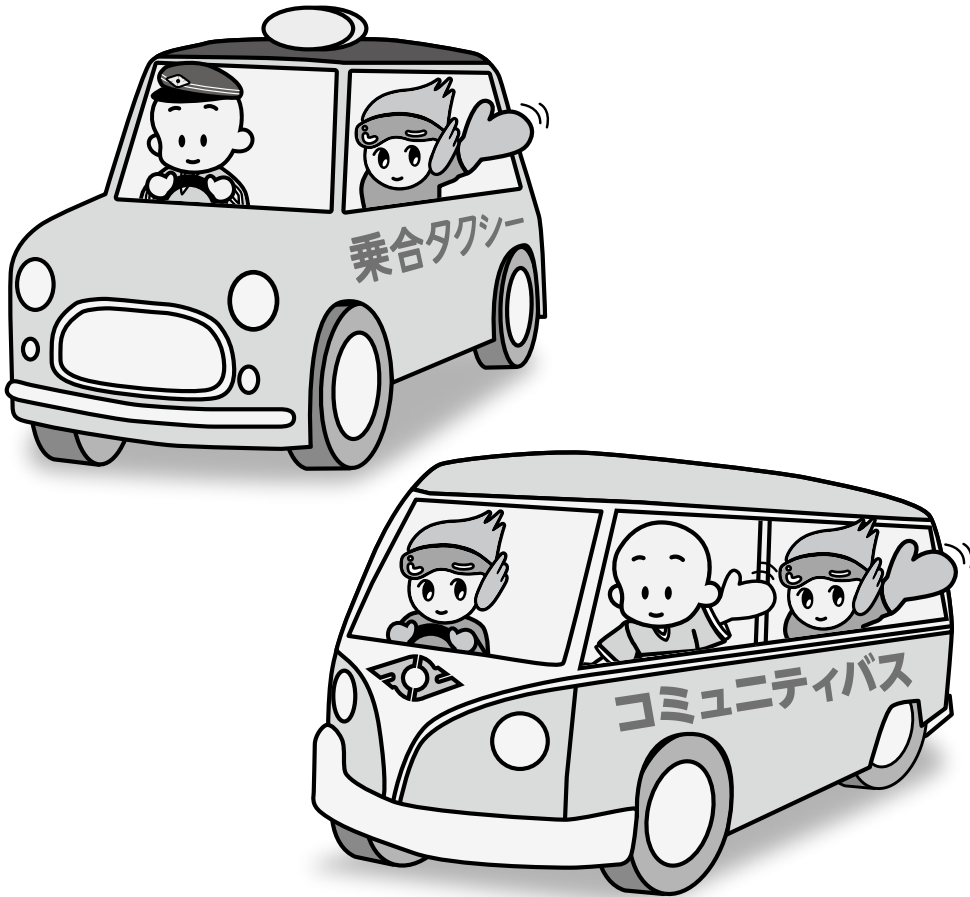
- 7月1日(金) 藤本ゆうき 議員
- 7月2日(土) 工藤 崇 議員
- 7月3日(日) 小寺 政広 議員
- 7月4日(月) 阿部 昭 議員
- 7月5日(火) 井口まさのり 議員
- 7月6日(水) 赤松 初夫 議員
- 7月7日(木) 大政 正明 議員
- 7月8日(金) 沖 正治 議員

放送時間は、19時からと23時から2回です。テレビの番組表(EPG)でも放送日時を確認することができます。

また、放送した内容は議会ホームページでもご覧いただけます。

問 議会事務局 ☎ 52・3351-2

公共交通サービスの 運行時期が決まりました



町では、自家用車を利用できない高齢者などが買物や通院など生活に必要な活動ができるように、地区懇談会で意見などをいただきながら、検討を進めています。

その意見を踏まえて、タクシーや小型バス(ワゴン車)を活用した新たな公共交通サービスを提供します。

今後、運行の利用状況などから、経済性や継続性を検証しながら、より効果的・効率的な公共交通を目指すこととしていきます。

今月号では、事前予約型乗合タクシーの内容をお知らせします。小型バス(ワゴン車)を活用したコミュニティバスは、詳細が決まりしだいお知らせします。

事前予約型乗合タクシーを
8月から運行

※道路運送法の許可手続きにより、運行開始日は未定。決定しだいお知らせします。

主なサービス内容

■赤松、岩木、船坂、梨ヶ原
区域で運行

■前日の17時までに予約が必要

※利用者は事前登録をしておく、予約が円滑に行われます。

※行き、帰りの便を一緒に予約してください。

だれでも利用できます

※決められた場所などで乗り降りができる方を対象に、各ルート毎の運行に乗車できます。

コミュニティバスを

12月から運行

※隈見橋の開通に合わせて、運行開始予定。詳細が決まりしだいお知らせします。

関係場企画財政課 企画政策係

☎5211112

■ 事前予約型乗合タクシーの利用方法

1 事前登録をしましょう

- ◆ 事前登録をしておくと、予約が円滑に行われます。予約時でも登録は可能です。
- ◆ 登録用紙は、役場3階企画財政課、赤松・船坂・梨ヶ原の各地区公民館、スポーツセンター、生涯学習支援センターにあります。
- ◆ 予約センターまで、FAXまたは電話で登録してください。

2 利用日の前日17時まで 電話で予約しましょう

- ◆ 予約は「乗合タクシー予約センター」で受け付けます。(発信番号を通知しておかけください)
- ◆ 予約は、利用日の3日前から受け付けます。

乗合タクシー予約センター

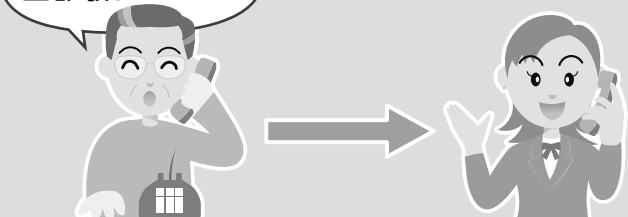
 **FAX 52-7474**

※7月下旬から開局予定
通常の予約受付時間は、9時～17時まで

〔予約方法〕

- ① 自分の氏名と住所(自治会名)を伝える。
 - ② どのルートを利用するか伝える。
 - ③ 次に、利用日と時間、乗車場所と目的地を伝える。
- ※帰りの便も一緒に予約してください。

明日、12時の便で
上郡駅まで



利用日の前日までに
自宅から電話で予約

乗合タクシー
予約センター

3 当日は、予約時に伝えた 乗車場所から利用

- ◆ 利用する便の変更やキャンセルがある場合は、他の利用者に迷惑がかからないように、必ず予約時間の2時間前までに乗合タクシー予約センターまでご連絡ください。

タクシーや小型バス(ワゴン車)を活用

事前予約型乗合タクシーの運行概要

次のルートにおいて乗合タクシーを運行します。

赤松 ⇄ まちなか(中心部)

- ☐ 運行日…偶数日
- ☐ 運行区域
楠、河野原、赤松、細野、柏野、苔縄、大枝新、大枝

岩木 ⇄ まちなか(中心部)

- ☐ 運行日…奇数日
- ☐ 運行区域
旭日甲・乙・丙、岩木甲・乙・丙

梨ヶ原 ⇄ まちなか(中心部)

- ☐ 運行日…偶数日
- ☐ 運行区域
梨ヶ原、落地、大酒、平野

船坂 ⇄ まちなか(中心部)

- ☐ 運行日…奇数日
- ☐ 運行区域
行頭、高山、別名、八保甲・乙・丙、栗原、船坂

■ 運行便(上記の4ルートは同じ時間)

まちなか(中心部)行き

各区域(居住地側)を次の時間に出発します。

- 第1便 8時
- 第2便 10時
- 第3便 12時
- 第4便 14時

各区域行き

まちなか(中心部)の停留所から各区域(居住地側)へ次の時間に出発します。

- 第1便 9時30分
- 第2便 11時30分
- 第3便 13時30分
- 第4便 16時

〔注意事項〕

- ① 日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)は運休。
- ② 予約状況により遅延する場合があります。上記は、目安時間となります。
- ③ 乗合となりますので、早めの行動などに心がけ、マナーを守ってください。
- ④ 利用日の前日17時まで予約センターまで予約してください。キャンセルおよび変更は予約時間の2時間前まで、変更は1回限りとなります。
- ⑤ 居住地側(赤松区域、岩木区域、梨ヶ原区域・大酒、平野、船坂区域)区域は自宅など希望する場所での乗降ができます。
- ⑥ まちなか(中心部)での乗降は、あらかじめ指定した乗降場所となります。(現在、13カ所の予定)
- ⑦ まちなか(中心部)内のみの利用はできません。

上郡動物病院



先生の診察を手伝いました

事業所の方へ

Q 犬や猫がかかりやすい病気は何ですか？

A 犬はフィラリア、猫は猫エイズ・白血病です。

生徒へ

Q どんな仕事をしましたか？

A 受付や掃除、院内の動物の世話です。

クリーンセンター



ペットボトル以外の異物がないか選別中!

事業所の方へ

Q ペットボトルはどのくらい集まりますか？

A 1日に800~900kgです。

生徒へ

Q クリーンセンターで働いてみて大変だと思ったことは何ですか？

A 生ごみなどの臭いの中で作業をすることです。

光菱電機株式会社



フェルトを巻く作業を手伝いました

事業所の方へ

Q 何人ぐらいの人が働いていますか？

A 時期によりますが、約250人です。

Q 何を作っていますか？

A おもに、車の部品を作っています。

5月30日(月)から6月3日(金)までの5日間、町内では「トライやる・ウィーク」が実施され、上郡中学校二年生(171名)が町内の45カ所の事業所で職業体験を行いました。役場では、生徒3名が各事業所の取材を行い、広報紙やテレビ番組の制作といった広報活動に取り組みました。この記事は、実際に生徒たちが制作したものです。

また、「えんしんネット」では6月16日(木)より、制作したテレビ番組を放送します。ぜひご覧ください。

トライやる・ウィーク

プレスクール光都



園児と仲良くふれあっています

事業所の方へ

Q 園児のいいところはどんなところですか？

A 可能性を秘めていることです。

生徒へ

Q 園児たちと過ごす時間は楽しいですか？

A とても楽しいです!

上郡町郷土資料館



出土土器に登録番号を書きました

事業所の方へ

- Q** 過去にどんなものを発掘しましたか？
A 上郡中学校の下にある山野里大坪遺跡から和同開珎を発掘しました。

生徒へ

- Q** 最初に郷土資料館を訪れた時の印象はどうでしたか？
A 展示などがたくさんあり、すごいと思いました。

エコーブ近畿上郡店

事業所の方へ

- Q** よく売れる商品は何か？
A 旬の食材とその日の特売品です。

生徒へ

- Q** どんな仕事をしましたか？
A 商品の陳列やラッピングです。



初めて惣菜や生鮮食品の梱包をしました

上郡町デイサービスセンター



利用者の方と楽しく体操しました

事業所の方へ

- Q** 何人の方が利用されていますか？
A 1日に平均30人ほどです。

生徒へ

- Q** 介護の仕事をしてみてどう感じましたか？
A 予想以上に大変な仕事だと思いました。

初めは、「自分にカメラが使えるのか」「取材をすばやくできるのか」と心配でしたが、実際にやってみるとカメラをうまく使えたし、取材もとんとん拍子に進んだのでよかったです。

永野元基(写真左)

最初は不安なことばかりで、取材をうまくできるとは思っていませんでした。でも、いろいろな事業所に行つて経験を積んでいくごとにうまくできるようになって、精神面や技術面で成長できました。

山本章二(写真中)

インタビューをするときはとても緊張しました。慣れない仕事ばかりだったけど、取材をすることはとても楽しく、広報づくりという素晴らしい体験ができてよかったです。

福田将也(写真右)

トライやる・ウィークを終えて





田植機に乗って稲苗を植える体験も行いました



網を使って魚獲りに挑戦!

今 秋の収穫を目指して 年度の米づくり体験がスタート

行頭自治会では、昨年度から小規模集落元気作戦として「米づくり体験オーナー」を募集し、都市部に住む方や学生に米づくりなどの農業を体験できる場を提供しています。

5月22日(日)、町内外から約30名の参加者を迎え、今年度の米づくりが始まりました。

小雨の降る中の作業となりましたが、参加者らは豊作を祈って、丁寧に稲苗を植え付けていきました。神戸から参加した児童は、「田植えは、泥んこになって自然を肌で感じることができるから楽しい」と満面の笑みで話していました。

地 岩木石戸地区ってどんなところ? 地域めぐりを行いました

5月19日(木)、赤松幼稚園児11名が岩木石戸地区を訪ね「地域めぐり」を行いました。上郡幼稚園との統合を来年度に控える赤松幼稚園では、赤松地区の文化や自然、地域の方の優しさにふれることを大切にしたいと「地域めぐり」を実施しています。

今回は、いきいき交流ふるさと館で大鳥圭介の偉業を学び、そのあと近くの川で遊びました。園児たちは「あっ!大きな魚見つけた!カニもいるよ!」と元気いっぱい川の中を駆け回り、岩木地区の自然を満喫していました。

上 地域に奉仕を続けて45年… 郡ライオンズクラブ45周年記念例会を開催

5月22日(日)、今年で創設45周年を迎える上郡ライオンズクラブの記念例会が生涯学習支援センターで行われました。関係者約200名が集った同会場では、クラブ45周年記念事業の活動報告がされました。

記念事業の内容は次のとおりです。◆上郡中学校男子ソフトテニス部へ団体優勝記念モニュメントを寄贈◆社会福祉協議会へ子ども用車イス7台を寄贈◆大鳥圭公生誕地保存会へ助成金を贈呈◆東日本大震災へ義援金を送付



上中男子ソフトテニス部に寄贈されたモニュメント

い 県民交流広場事業を活用して地域づくり いきいき交流ふれあいの館がオープン

天候にも恵まれた5月7日(土)、昨年3月に閉園となった旧船坂幼稚園で「いきいき交流ふれあいの館」のオープン記念式典、太鼓演奏、グラウンドゴルフ大会やスーパーボールすくいなどのイベントが行われました。この施設は、船坂校区むらづくり推進委員会が県民交流広場事業を活用して、統合された旧船坂幼稚園を地域の交流活動拠点施設として整備したものです。

この事業を活用し、人が憩い集う交流の場として地域の資源を生かしたホタル観賞会などのイベント活動、ふれあい喫茶事業などを通して世代間交流の拡大を図っていきます。



記念式典で銭太鼓を披露する「杉原社中ささゆりの会」の皆さん

おめでとうございます —表彰を受けた方の紹介—

近畿人権擁護委員連合会長表彰
寺尾 孝幸さん
 人権擁護委員としての功績が
 顕著であると認められ表彰され
 ました。



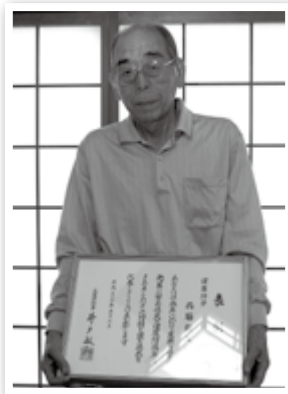
民生委員・児童委員に対する
 厚生労働大臣特別表彰
前川 尚壽さん
 民生委員・児童委員協議会会
 長としての功績が顕著であると
 認められ表彰されました。



平成23年兵庫県功労者表彰

兵庫県功労者表彰は、各部門で県政の伸展や公共の福祉増進に功労のあった方、
 県民の模範となった方を知事が県民を代表して表彰します。今年は町内から3名の方
 が表彰されました。

健康功労
西脇 新五さん
 (赤穂郡医師会会長)



地域活動功労
井水 保夫さん
 (上郡町子ども会連絡協議会会長)



自治功労
工藤 崇さん
 (上郡町議会議員)



公平委員
山本 大成さん
 5月29日就任(任期4年)



固定資産評価審査委員
木村 義和さん
 5月24日就任(任期3年)



新たに委員に就任された
 方を紹介します

住民税の特別徴収が始まります

10月から住民税(町民税・県民税)を公的年金から特別徴収(天引き)をします。

6月中旬に「平成23年度町民税・県民税額決定・納税通知書」を送付しますのでご確認ください。

住民税が公的年金から特別徴収される人

23年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、前年の年金所得から住民税がかかる人を対象とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は特別徴収の対象になりません。

- 公的年金の年額が18万円未満の場合
- 所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、住民税の特別徴収税額の合計額が受給年金より多くなる場合
- 23年1月1日以降に上郡町外へ転出した場合
- 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない場合

特別徴収制度の紹介

4月、6月、8月、10月、12月、2月の年金支給月ごとに、住民税が年金から特別徴収されます。上半期分(4月、6月、8月)は前年度の下半期の特別徴収税額を3等分して仮徴収し、下半期分(10月、12月、2月)は当該年度の年税額から上半期の特別徴収税額を控除した額を3等分して徴収します。

23年4月1日現在で65歳の人は、上半期(4月、6月、8月)は普通徴収(1、2期)での納付となり、10月から特別徴収が開始されます。

公的年金から特別徴収される税額は、年金所得のみで計算した税額となります。農業や不動産、給与などに係る税額は、普通徴収や給与からの特別徴収となります。

※年金特別徴収の対象とならない人は、これまで通り普通徴収となります。

年金特別徴収が中止される場合

次のような場合は、年金特別徴収が中止されて未徴収部分が普通徴収となります。

■ 特別徴収される年金の支給が停止された場合

■ 介護保険料の年金からの特別徴収が中止された場合

■ 住民税の額に変更があった場合

■ 他市町への転出や、死亡した場合

■ その他、年金特別徴収が困難と認められた場合

年金特別徴収が中止された場合、残りの税額を普通徴収に切り替えて、納付書を送付します。

奇数月に年金特別徴収が中止となった場合、翌月支給分の年金からの特別徴収中止が間に合わないため、普通徴収で納付することになります。

この場合は、年金からも特別徴収されてしまいますが、徴収された分は後日還付します。

65歳未満で公的年金所得がある場合

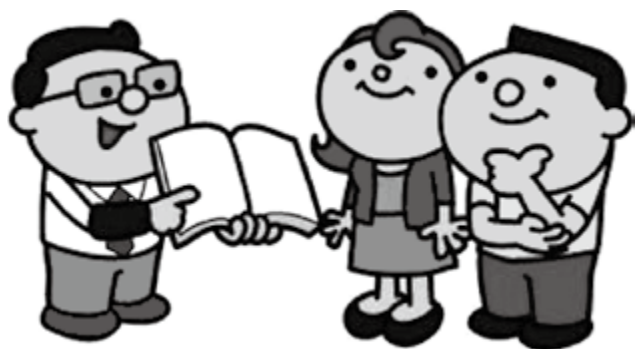
65歳未満で公的年金などの所得がある人は、公的年金所得税額を給与所得税額に加算して特別徴収することが出来ます。

このため、原則として公的年金所得に係る税額と合わせて、給与から特別徴収をさせていただきまます。しかし、本人の申請があれば、普通徴収での納付も可能です。

普通徴収を希望される人は、6月30日(木)までに役場税務課窓口で申請をお願いします。

☎ 役場税務課 町民税係

☎ 52・1113



●●国民健康保険税納付回数が変更されます●●

平成23年度から国民健康保険税の納付回数に変更されます。平成22年度まで、皆さんには国民健康保険税を6回に分けて納めていただきましたが、平成23年度より8回の納期に分けて納税していただきます。

詳しくは下の表をご覧ください。

国民健康保険税納期カレンダー

	1期分	2期分	3期分	4期分	5期分	6期分	7期分	8期分
納期	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月末

└─今回から新たに追加された納期─┘

- 納期期限が土・日曜日、祝日などの休日にあたる場合は、その翌日が期限になります。

賦課限度額が変更されました

賦課限度額とは、皆さんに納めていただく保険税の最高限度額のことです。保険税は所得や資産などに応じて変わりますが、賦課限度額の範囲内で納税していただくことになります。

	平成22年度	→	平成23年度
医療給付費分	50万円	→	51万円
後期高齢者支援金分	13万円	→	14万円
介護給付金分	10万円	→	12万円

- 平成23年度の国民健康保険税額は7月中旬にお知らせします●

☎役場税務課 町民税係 ☎52-1113

あ あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税、所得税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会などへの義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。詳しくは総務省東日本大震災関連情報ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) をご覧ください。

☎総務省 ☎03-5253-5111

東 日本大震災により被害を受けられた方へ

東日本大震災で被災された方は、所得税の軽減や免除を受けることができ、税務署で手続きを行うと所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

また、地方税も、住民税・固定資産税・自動車税など特例があります。

☎国税庁 ☎03-3581-4161

福祉医療費助成制度をお知らせします

7月1日(金)から福祉医療費受給者証が新しくなります。引き続き該当し、保険加入確認回答書を提出いただいた方は、6月下旬に受給者証をご自宅に郵送します。(上郡町国保および後期高齢者医療制度に加入されている方は、役場で確認できるので回答書の提出は必要ありません)

新たに福祉医療の受給者に該当したときは、受給者証の交付申請が必要です。保険証と印鑑を持参のうえ、役場保険課で手続きをしてください。

(平成23年7月1日～)

制度の種類	年齢制限など	所得制限基準														
老人医療	65歳～70歳 (65歳の誕生月の初日から70歳の誕生月の末日まで)	市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得80万円以下であること														
重度障害者医療 高齢重度障害者医療 * 自立支援医療を利用する場合は、医療受給者証を利用しないでください。 * 精神障害者は、精神疾患による医療を除く一般医療のみが、対象となります。	・身体障害者手帳1,2級 ・療育手帳A判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・長寿医療(後期高齢者医療)制度の適用を受けている方(高齢重度障害者医療対象者のみ)	本人・配偶者または扶養義務者の市町村民税所得割税額が23万5千円未満であること(自立支援医療制度に準拠)														
乳幼児等医療	9歳に達する日以後の最初の3月31日まで	乳幼児の保護者または扶養義務者の市町村民税所得割税額が23万5千円未満であること(自立支援医療制度に準拠)														
母子家庭等医療	母子・父子家庭の18歳未満の児童(高等学校などに在学中の場合は、20歳まで)と母および父。遺児。	【平成23年度の所得限度額】 (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の数</th> <th>母等扶養義務者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>1,920,000</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2,300,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2,680,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3,060,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>3,440,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>3,820,000</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数	母等扶養義務者	0	1,920,000	1	2,300,000	2	2,680,000	3	3,060,000	4	3,440,000	5	3,820,000
扶養親族等の数	母等扶養義務者															
0	1,920,000															
1	2,300,000															
2	2,680,000															
3	3,060,000															
4	3,440,000															
5	3,820,000															
こども医療	9歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から、15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	児童・生徒の保護者または扶養義務者の市町村民税所得割税額が23万5千円未満であること(自立支援医療制度に準拠)														

負担割合・負担限度額

老人医療

負担区分	負担割合	負担限度額		高額療養費制度
		外来	外来+入院(世帯)	
低所得Ⅱ	2割	8,000円	24,600円	複数の医療機関や薬局の受診などで一部負担金が左の額を超えた場合、申請により町から払い戻しされます。
低所得Ⅰ*	1割	8,000円	15,000円	

※ 市町村民税非課税世帯で世帯全員に所得がない(年金収入80万円以下かつ、所得がない)方

重度障害者医療・高齢重度障害者医療

負担区分	一部負担金 (1 保険医療機関あたり)		高額療養費制度
	外来	入院	
一般	1日600円まで(月2回)	1割負担(2,400円まで)	連続して3ヵ月入院した場合、4ヵ月目以降、負担金はなし。
低所得者*	1日400円まで(月2回)	1割負担(1,600円まで)	

※ 本人・扶養義務者・配偶者が市町村民税非課税者で年金収入80万円以下もしくは、年金収入を加えた所得80万円以下の方

母子家庭等医療

負担区分	一部負担金 (1 保険医療機関あたり)		高額療養費制度
	外来	入院	
一般	1日600円まで(月2回)	1割負担(2,400円まで)	連続して3ヵ月入院した場合、4ヵ月目以降、負担金はなし。
低所得者*	1日400円まで(月2回)	1割負担(1,600円まで)	

※ 父・母・扶養義務者または養育者が市町村民税非課税者で年金収入80万円以下もしくは、年金収入を加えた所得80万円以下の方

乳幼児等医療

●6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(義務教育就学前)の乳幼児

負担区分	一部負担金 (1 保険医療機関あたり)		高額療養費制度
	外来	入院	
一般	0円	0円	
低所得者*	0円	0円	

※ 扶養義務者または保護者が市町村民税非課税者で年金収入80万円以下もしくは、年金収入を加えた所得80万円以下の方

●小学校1年生から3年生まで(9歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童

負担区分	一部負担金 (1 保険医療機関あたり)		高額療養費制度
	外来	入院	
一般	1日800円まで(月2回)	1割負担(3,200円まで)	連続して3ヵ月入院した場合、4ヵ月目以降、負担金はなし。
低所得者*	1日600円まで(月2回)	1割負担(2,400円まで)	

※ 扶養義務者または保護者が市町村民税非課税者で年金収入80万円以下もしくは、年金収入を加えた所得80万円以下の方

こども医療

対象医療 入院医療のみ(他の公費負担医療の給付を受けられる場合は、対象外)

助成範囲 医療保険で入院に対する給付が行われた場合、その自己負担額の3分の1を助成します。ただし、高額療養費などが給付される場合は、その額を差し引いた自己負担額の3分の1を助成します。(連続して3ヵ月以上入院した場合は、4ヵ月目以降は全額を助成します。)

※注意事項

◎転入された方は…

平成23年1月以降に転入された方は、受給者証を交付するために必要な所得確認をするため、前住所地における平成23年度(平成22年分)の所得課税証明書が必要になります。

◎申告されていない場合

平成23年度(平成22年分)の申告をされていない方は、正しい負担割合の受給者証を交付することができないため役場税務課で、下記の『申告に必要なもの』をご持参のうえ、申告してください。『申告に必要なもの』

- ①給与または年金収入がある人………「源泉徴収票」
- ②その他の収入のある人………「収入および必要経費が分かるもの」
- ③生命保険・損害保険料控除を受ける人………「証明書」
- ④医療費控除を受ける人………「領収書」
- ⑤印鑑

◎県外受診した場合の払い戻し手続きの申請

県外の医療機関では、医療費受給者証が使えませんので、後日払い戻しの申請が必要です。1ヵ月分をまとめて対象者ごとに申請してください。

◎町単独事業

義務教育就学前の乳幼児等医療受給者証をお持ちの方の平成21年6月までに支払われた医療費は、自動的に払い戻しをします。ただし、支給決定通知書に記載がなければ領収書をお持ちいただき、申請を行い、審査・決定を受けると、一部負担金の払い戻しを受けることができます。

◎届出が必要な場合

- 氏名の変更・転居・転出・死亡されたとき
- 加入している健康保険に変更があったとき
- 医療受給者証をなくしたとき
- 交通事故など第三者による傷害をうけたとき
- 生活保護をうけたとき
- 医療受給者証の有効期間がきたとき
- 新たに障害者手帳の交付・障害の程度の変更されたとき

◎古い受給者証の返還

古い受給者証は、役場保険課へ返却するか、各自で確実に処分してください。

☎役場保険課 国保年金係 ☎52-1152

農業者年金をご存じですか？

農業者年金は、農業者の老後生活の安定を図ることなどを目的とした、農業者だけが加入できる農業者のための年金です。

農業者年金は、国民年金の第一号被保険者である農業者の皆さんがより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金(基礎年金)に上乘せした任意加入の公的な年金制度です。

農業者で世帯主が65歳以上の夫婦2人の生活費は平均月額23万円となっています。このうち、13万2,000円を国民年金で賄うとして、残りの約10万円をどのように準備するのが課題となります。さらに予期せぬ病気にかかった場合には、この金額以上の準備が必要です。そのため、ぜひ農業者年金の加入をおすすめします。

加入の申し込みや詳しい内容は、農業委員会までお問い合わせください。

☎上郡町農業委員会

☎52-1116

国民年金保険料を免除・猶予する制度があります



国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。保険料の納付を続けることで、年をとったときの老齢基礎年金や、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。



保険料免除・一部納付(免除)制度

平成23年度の国民年金保険料は15,020円となっています。

この保険料を前年の所得に応じて全額もしくは一部、納付が免除される制度があります。審査の対象は、本人・配偶者・世帯主です。免除期間の保険料と将来もらうことができる年金額(保険料を全額納付した場合と比較した額)は次のようになります。

- ① 保険料全額免除の場合→年金額2分の1
- ② 保険料の4分の1(3,760円)を納付した場合→年金額8分の5
- ③ 保険料の2分の1(7,510円)を納付した場合→年金額4分の3
- ④ 保険料の4分の3(11,270円)を納付した場合→年金額8分の7

※一部納付(免除)制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となります。

若年者(30歳未満)に限り、世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定基準以下であれば保険料の納付が猶予される制度です。

若年者納付猶予制度

※承認された期間は年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

学生本人の所得が一定以下の場合、承認を受けると保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度

学生納付特例制度の対象校は、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校、夜間・定時制課程や通信制課程の学校、その他の教育施設などです。

※承認された期間は年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

法定免除

次のいずれかの条件に該当する方は、届出により、その間の保険料が免除されます。

- ① 障害基礎年金、障害厚生(共済)年金1・2級の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助を受けている方
- ③ 厚生労働大臣が指定する施設(ハルセン病療養所など)に入所している方

追納制度

免除や猶予、学生納付特例を受けた期間は、10年以内であれば遡って保険料を納めることが出来ます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

関係場保険課 国保年金係

姫路年金事務所

☎079・224・6382
☎079・224・6382

介護保険(特定)負担限度額認定証の更新をお願いします

介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所(短期入所を含む)した場合にかかる、居住費および食費の負担を軽減する「介護保険(特定)負担限度額認定証」の有効期限が、6月30日(木)までとなっています。

現在、認定証の交付を受けている方には、更新のご案内をしていますので、7月以降も引き続き軽減を希望される方は、6月中に更新手続きを行ってください。

これまで認定証の交付を受けていない方で対象になると思われる方は、7月以降に役場保険課までお問い合わせください。

【介護保険施設入所にかかる居住費および食費の一覧表】

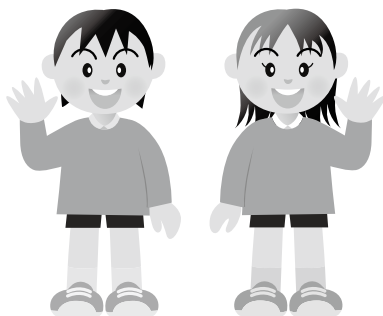
対象者	区分	居住費(滞在費)		食費(日額)	
		区分	日額		
町世帯 民帯全 税員が 非課税	生活保護受給者	利用者負担第1段階	多床室	0円	300円
	老齢福祉年金受給者		個室	320円~820円	
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担第2段階	多床室	320円	390円
			個室	420円~820円	
	利用者負担第2段階以外の方	利用者負担第3段階	多床室	320円	650円
			個室	820円~1,640円	
上記以外の方	利用者負担第4段階	施設との契約により設定されます。所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は以下のとおりです。		1,380円	
		多床室	320円		
		個室	1,150円~1,970円		

☎役場保険課 介護保険係 ☎52-1152

3歳児教室のご案内

上郡町立幼稚園では、来年度幼稚園入園対象児(3歳児)を対象に各園で教室を開設します。行事へのご招待や在園児との交流、預かり保育への参加、親同士で子育てについて話し合うなど、子育てのお手伝いをします。気軽にご参加ください。

- 対象** 就園前(3歳児)の親子
- 実施回数** 年間6~8回(園によって異なります)
保育時間は1回1時間30分程度
- 費用** 教材・おやつ代 1回100円程度
(園によって異なります)
- 申し込み** 申込書は各幼稚園にあります。
各幼稚園までお申込みください。
開催内容は各園で異なりますので、お問い合わせください。



幼稚園名	電話番号	教室名
上郡幼稚園	52-0499	きらきら
山野里幼稚園	52-1200	ひよこ
高田幼稚園	52-2068	ひまわり
赤松幼稚園	52-6181	にこにこ

子宮頸がん 予防ワクチンを 接種される方へ

上郡町では、平成23年1月より行政措置予防接種として子宮頸がん予防ワクチン助成事業を実施しています。この予防接種は、任意の予防接種となっています。

現在の国の方針

- ①平成22年度に接種ができず、平成23年度に高校2年生相当（平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ）になった方は、平成23年9月末日までに接種を開始すれば助成事業の対象になります。
- ②現時点での、子宮頸がん予防ワクチン助成事業の実施期間は平成24年3月31日までとなっています。

ワクチン供給の関係により、現在の町内医療機関での接種状況は、すでに接種を開始した方への2回目接種ができている状況です。

今後、ワクチンの供給状況などの事情により、子宮頸がん予防ワクチン助成事業は随時、国からの方針変更がある予定です。

新しい情報は、ホームページ・ケーブルテレビなどで随時お知らせしますので、ご確認ください。

☎保健センター ☎52-2188

8020表彰対象者を 募集しています

■ 8020表彰対象者

昭和6年4月1日～昭和7年3月31日生まれの方で、自分自身の使える歯が20本以上ある方

該当すると思われる方は、6月24日(金)までに保健センターへご連絡ください。敬老会で表彰します。

※表彰に際し、保健センタースタッフが訪問し、歯の本数、お口の状態を確認させていただきます。

◆8020(はちまるにいます)運動をご存じですか?◆

「80歳になっても、20本以上自分の歯を保とう」というのが、8020運動です。少なくとも自分の歯が20本あれば、食べ物をおいしく食べることができます。自分の歯が20本以上ある高齢者は認知症や寝たきりにもなりにくいとされています。また、自分の歯が20本以上ある人の割合は、年々増加傾向にあり、80歳以上で20%を超えてきています。

これは、この運動が皆さんに認知され、気をつけられている証拠であると思われます。この調子で、歯の健康寿命をのばしましょう。

自分の歯が20本残っていないと言われる方も定期健診や正しい治療・入れ歯の管理をすることで、お口の健康は保たれます。この機会に、ぜひお口の健康を見直してみましよう。

特定疾患医療 受給者証の更新

特定疾患医療受給者証の交付を10月以降も希望される方は更新の手続きをお願いします。

受付期間 7月～8月の月・火・

木曜日(祝日を除く)

受付場所 赤穂健康福祉事務所

必要書類 対象者に更新申請書類を送付しますが、7月上旬ま

でに届かない場合はお問い合わせください。

※9月中も受付できませんが、受給者証が届くまでに2ヵ月程度かかりますので、早めに申請してください。

☎赤穂健康福祉事務所 地域保健課

☎43・2038



食育

だより No.3

「おやつ」の役割

6月は食育月間
毎月19日は食育の日

子どもの肥満や虫歯に注意

保健センター ☎52-2188

「おやつ」といえばスナック菓子や甘いケーキ、ジュースなどを連想しますが、おやつは食事の一部です。

子どもにとって、一日3回の食事だけでは必要な栄養素が足りず、おなかもすきます。そこで、食事を補う働きをするのがおやつです。

おやつは、食事と違った楽しみを子どもにも与え豊かな心を育みます。

おやつは一日一回〜二回で量を決めて!

おやつを1日に何回も食べると、食事の時におなかがすかず、偏食やむら食いの原因になります。また、おやつが必要なのは、10歳ごろまでです。

子どもの肥満や虫歯に注意

町内の子どもの肥満率が兵庫県の平均と比べて割合が高くなっています。その原因のひとつに、お菓子やジュースをいつでも手軽に飲食できる環境であり、お腹が少しすいたからといって、すぐに食べることが原因だと考えられます。生活習慣病の予防のためにも間食に配慮していきましょう。

また、お菓子やジュースをだらだらとっていると、口の中がいつも酸性になり、虫歯になりやすいので時間を決めて食べるようにしましょう。そして食べたあとは、虫歯予防のために、歯を磨いたりうがいをしていきましょう。

★オススメおやつ★

- **季節のくだもの** (ビタミンが多い)
いちご・すいか・みかん・りんご・ぶどう・バナナ
- **主食になるもの** (エネルギー源となる)
おにぎり・ロールサンドイッチ
- **野菜** (ビタミン、食物繊維が多い)
にんじんゼリー・お好み焼き・ふかしいも
- **乳製品** (たんぱく質・ミネラルが多い)
ヨーグルト・チーズ

①②③④ 会おすすめレシピ マンゴープリン

材料 (4人分)

- 粉寒天…小さじ1
- 水…120ml
- マンゴー (缶詰)…200g
- 砂糖…小さじ4
- 牛乳…100ml
- コンデンスミルク…大さじ2
- ミント…適量



作り方

- 1 鍋に粉寒天と水を入れ、寒天を煮溶かす。
- 2 砂糖を加えてよく混ぜる。
- 3 マンゴーは適量1cm角に切って飾り用にとっておく。残りは適当な大きさに切って、牛乳・コンデンスミルクといっしょにミキサーにかける。ピューレ状になったら、②に少しずつ加えながら混ぜる。
- 4 器に等分に流し入れ、常温で固める。固まったらマンゴーとミントを飾る。

保健師メモ

歯の健康が、あなたの全身の健康と関係していることはご存じですか？

保健センターでは、町内の保育所(園)・幼稚園に出向き、「むし歯予防教室」を毎年実施しています。そして、今年度は「かむ」ことについて小さな子どもたち・保護者と一緒に考えていきます。

6月は「歯の衛生月間」です。皆さんも、歯の健康について考えてみませんか。

歯の最も大きな役割は、食べ物を噛んで消化をしやすくすることですが、「かむ」ということ、また歯の存在そのものには、全身の健康を守り、また容姿などにも大きな役割があります。1本でも多く自分の歯を残すことは、生涯をいきいきと生きるために大切なことです。

かむことの効用

「ひみこのはがいーぜ(卑弥呼の歯がいーぜ!)」

- ① 肥満を予防できます
- ② 味覚の発達を助け、食べ物の味がよくわかるようになります
- ③ 言葉の発音をはっきりさせることができます
- ④ 脳の発達を促し、子どもは考える力がつき、大人は物忘れ予防になります
- ⑤ 歯の病気を予防します
- ⑥ がんを予防します
- ⑦ 胃腸の調子をよくします
- ⑧ 全力投球でき、力いっぱい仕事や遊びに集中できます



楽しくおいしく旬の食材をいただきました

総会終了後、早速、旬の食材を利用して昼食を作り、山本町長、健康福祉課長、いずみ会員達で健全な食生活のあり方を話しながら、楽しい食事会の時間を過ごしました。

いずみ会総会を開催
平成23年度上郡町いずみ会総会を4月27日(水)に開催しました。本年度は昨年度に策定された「上郡町食育推進計画」を推進していくため、食育活動で健康なまちづくりをスローガンに健康な食生活ができるように食生活改善運動、家庭で伝えたい行事食・伝統食を広げていく活動を展開していくことにしました。

いのちの共生を未来へ

— 6月は環境月間です —

毎年、6月は環境基本法において「環境月間」として定められています。「環境月間」を通して環境問題への関心と理解を深め、日常の生活や行動を見直しましょう。



私たちの生活と 関わる環境問題

私たちは、水や大気、多様な生態系など地球環境の恵みをうけて生活しています。しかし現在、地球温暖化やオゾン層の破壊、森林の減少や砂漠化など、様々な環境問題に直面しています。

このような環境問題の原因は、私たちの暮らしや経済活動が大きく関係しています。

例えば、電気やガス、石油などのエネルギーをたくさん使用すれば地球温暖化の要因となるCO₂の排出量を増大させています。また、モノをつくったり、捨てたりするときには、CO₂だけでなく様々な有害物質も発生し、環境汚染や環境悪化につながっています。

こうした環境の悪化は、公害や気候変動による災害、農作物の不作など様々な形で私たちの生活や



環境を守るために一人ひとりが エコライフの実践を

健康を脅かしています。また、自然の生態系が変わったり、絶滅する動植物が増えたりするなど、地球上の生命にも悪影響をおよぼしています。

地球環境をこれ以上悪化させないために、また、失われた自然環境を取り戻すためには、私たち一人ひとりが、環境に配慮した暮らし方を実践することが大事です。

例えば、電気やガスなどの省エネを心がけたり、マイバッグを持ってレジ袋の削減を行うなど生活の仕方を少し変えるだけでCO₂の排出量を減らすことができます。

また、海や山など自然の中で活動したり動物に接することで環境問題を考え、環境保全活動に取り組みきっかけになります。

ふだんの暮らしの中で、自分に



地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化防止活動推進員」とは兵庫県知事から委嘱を受けた方々で、地球温暖化防止のための啓蒙・啓発活動を行っていきます。

平成23年度、委員に委嘱された方は次のとおりです。(敬称略)

- ▼高尾勝人 ▼橋本重国 ▼香山一徳
- ▼西山武彦 ▼森下睦子 ▼西岡廣志
- ▼武本篤治

※上郡町では、推進員として活動していただける方を募集しています。

☎ 役場住民課 環境衛生係

☎ 527-1115

町指定ごみ袋変更のお知らせ

指定ごみ袋（燃やさないごみ）が、紙製袋からポリエチレン製のレジ袋タイプに変わります。

- 現在のごみ袋も新しいごみ袋も両方使用できます。
- 現在のごみ袋の在庫がなくなりしだい、切り替わります。
- 新しいごみ袋の値段は、現在のごみ袋の値段と変更はありません。
- ごみの出し方は、従来の出し方と変更はありません。

※割れたガラスや先のとがった危険物は、新聞などで包むなど十分に包装して入れてください。



←新しくなったごみ袋
(40リットル)



↑袋をくくった状態

問 役場住民課 環境衛生係 ☎ 52-1115

ごみの野外焼却、不法投棄をやめましょう

一般家庭ごみであっても、庭や空き地、畑などで燃やさないでください。また道路・河川・山林にごみをむやみに捨てることは絶対にしないでください。ごみは分別して、指定のごみステーションに出しましょう。

●ごみの野外焼却

ごみの野外焼却は、煙やにおいだけでなく、ダイオキシンなどの有害物質を発生させるおそれがあるため絶対に行わないでください。

特に窓を開けることが多くなるこの時期には、苦情も多く寄せられます。

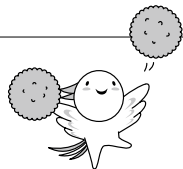
例外として認められた焼却でも、住宅地に近い場所などでは煙や灰による苦情、さらには火災になる恐れがありますので、風向きなどを考慮しつつ、周囲への十分な配慮が必要です。

●不法投棄

道路・河川・山林は、ごみを捨てる場所ではありません。心ない人が軽い気持ちで捨てたごみで、多くの人に迷惑がかかります。なお、町内で不法投棄を発見しましたら役場住民課までご連絡ください。

一人ひとりがモラルを持ち、自然環境を守りましょう。

ごみの野外焼却、不法投棄は法律で禁止されており、悪質な場合には、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰則か、またはその両方が科せられることもあります。



兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済



皆さん、住宅再建共済制度「フェニックス共済」への加入はお済みですか？この制度は、兵庫県が阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、創設したものです。住宅を所有している方などに加入いただき、資金を寄せ合うことで、台風や地震など全ての自然災害で被害を受けた住宅などを支援します。

もし、年間5,000円の住宅再建共済制度に加入していれば、半壊以上の被害を受けた住宅に最高で600万円を給付します！

詳しい内容や申し込みは、兵庫県住宅再建共済基金までお問い合わせください。

また、申し込みはインターネット・役場住民課・郵便局窓口でも可能です。ぜひ、ご活用ください。

問 財兵庫県住宅再建共済基金 ☎ 078-362-9400

URL <http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html>

青少年悩み相談

S O S

青少年育成センターでは、不登校やいじめ、非行など子どもに関する様々な悩み相談を受け付けています。一人で悩まず、青少年育成センターまでお電話ください。皆様からのご相談をお待ちしています。



箱庭で、約3,000個の人形や模型を使い、心理状況を診断することもあります(箱庭療法セット)



カウンセリングルーム

相談窓口一覧

■ 臨床心理士によるカウンセリング
毎週月曜日 11時～17時
(電話予約が必要です)

■ 電話相談・面接相談

月曜日～金曜日 9時～17時

(まずはお電話ください)

■ メール相談

随時受け付けています。

✉ seisyo@town.kamigori.hyogo.jp

問 青少年育成センター

☎ 079-500000

相生警察からのお知らせ

☎ 22-0110



兵庫県警シンボルマスコット
こうへいくん

青少年の薬物乱用を

防止しましょう

平成22年中に兵庫県内で薬物事犯により検挙・補導された少年は59人で、前年に比べ21人増加しています。違反種別では、大麻事犯が40人、麻薬事犯が12人と若者の間で違法薬物の使用が拡大しています。

薬物乱用の原因

- 少年自身の規範意識の低下
- 家庭環境などの問題
- インターネットおよび携帯電話の普及により、少年が薬物に近づきやすい状況になっていること
- 「大麻は体に害が少ない」など薬害性に対する誤った認識を持っていること
- などが挙げられます。

薬物の乱用を防止するために

薬物の乱用を防止するために、警察では、薬物の危険性や有害性を

正しく伝えるための広報啓発活動を行っています。また、繁華街などにおける密売事犯や、サイバー空間における薬物密売への対策に努め、薬物供給の遮断に向けた取締りを推進しています。

さらに、少年の薬物乱用防止対策として、少年健全育成総合対策「ひょうごっこハートスキルアップ」を推進し、小学生の段階から非行防止教育に取り組んでいます。これからも各学校と連携のうえ、青少年に対して、薬物の危険性や有害性を訴えていきます。

4月末上郡町内人身交通事故発生状況

交番(駐在)別	人身事故	死者	傷者	物損事故
上郡橋	3	0	3	13
上郡駅前	4	0	4	39
中野	7	0	14	36
梨ヶ原	1	0	1	7
八保	1	0	1	10
赤松	1	0	1	8
野桑	3	0	3	11
播磨科学公園都市	1	0	1	9
合計	21	0	28	133

広げよう どうぞの気持ちと 車間距離



今月のお元気さんは、休治にお住まいの中村高さんを紹介します。

中村さんは、大正9年生まれで今年91歳になります。

中村さんは、18歳から58歳まで、40年間大型貨物船の乗組員として勤めました。

戦時中は、陸軍の兵員輸送船で、広島の子品港からフィリピンのマニラに物資を運んだそうです。当時は、空襲に怯えて仕事をする毎日でした。

そんなある日、ものすごい金属音が鳴り、空に閃光が走ったと思ったら、爆音とともに爆弾の雨が降ってきました。爆撃を受けた船は真つ二つになり、50メートルほどの火柱と黒煙が上がりました。

生き粋お元気さん

第13回 中村高さん

爆風で、人や馬、ドラム缶などあらゆるものが宙を舞いました。幸いにも、中村さんの乗っていた船は潰れませんでした。タンカー船の重油に火がつき、辺りは火の海と化しました。

爆風で飛ばされた人が、「助けてくれ、助けてくれ」と泣き叫び、吹き飛ばされた人の血が飛び交い、まるで地獄のようでした。

それから1ヵ月が経ち、九死に一生を得た中村さんは、約2,000人の兵隊を乗せて、日本に無事帰還しました。

中村さんは、当時は振り返り「現地のお医者さんに出会い、親切にしてもらったこと。島の人たちに食糧をもらい温かく接してもらったこ

と。今でも思い出すと涙がこみあげてくる」と言います。

また、「戦争というだけで、故郷に妻子を残した働き盛りの父親や若者たちの命が奪われ、無残に散っていったことが、ただただ、情けなく無念でしかたがない。生きることは尊く、死は哀れで悲しい」と戦後50年目の証言(高田小学校編)に綴られています。

亡くなられた仲間の分まで、中村さんは、しっかりと生きてこられました。戦争を知らない私たちにとって、想像もつかない時代を生き抜いてこられたのでしょう。

取材を終えて……

中村さんの元気の秘訣は、なんと言っても仲間と楽しく会話をすることでしょう。取材中も近所の方が中村さんのお家に遊びに来られていました。中村さんの人柄の良さが、多くの人を引き付けるのだなと感じました。

「戦争中は怖い思いもしたが、今まで医者にかかったことがない」と元気に話す中村さんからは、「激動の時代を生き抜いた」そんな力強さを感じました。お話を聞けて元気をたくさんもらえたような気がします。

中村さん！いつまでもお元気で！

Q 元気で長生きの秘訣は？

- 毎食後、レモンを絞って飲むこと
- 自分で自動車を運転してドライブを楽しむこと
- 毎日、近所の仲間とコーヒーを飲んで話しをすることや若い人と話すこと
- 田畑や山へ行って作業をすること
- 自分で味噌をつくること
- 高齢者大学で学ぶこと



気心のしれた仲間と会話が弾みます



**役場各課・関係機関
直通電話(市外局番0791)**

議事事務局	☎52-3512
企画財政課	☎52-1112
総務課(代表)	☎52-1111
税務課	☎52-1113
住民課	☎52-1115
・クリーンセンター	☎52-0096
健康福祉課・地域包括支援センター	☎52-1114
・障害者支援センター	☎57-2233
・訪問看護ステーション	☎52-2400
・子育て学習センター	☎52-1067
・保健センター	☎52-2188
保険課	☎52-1152
産業振興課	☎52-1116
農業委員会	☎52-1116
建設課	☎52-1117
上下水道課[與井380番地]	
・上水道係	☎52-0097
・下水道係	☎52-1119
会計課	☎52-1120
[教育委員会]	
学校教育課	☎52-2911
社会教育課	☎52-2912
・生涯学習支援センター	☎52-1125
・つばき会館	☎52-1125
・青少年育成センター	☎52-5500
・郷土資料館	☎52-3737
・スポーツセンター	☎52-4433
上郡町社会福祉協議会	☎52-2910

募集

役場臨時職員を募集

採用職種および人員

現場作業員(ごみ・不燃物などの収集業務など)

受験資格 身体健康、20歳から50歳までの方(平成23年4月1日現在)で、普通免許(AT車不可)を取得している町内在住の方

申込受付

7月1日(金)～7月11日(月)試験日時 受け付けの際にお知らせします。

手続き 申込書は、役場住民課で交付します。

役場住民課 環境衛生係

☎52・1115

平成23年度国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験

受験資格 平成2年4月2日～平成6年4月1日生まれの方

申込受付 6月21日(火)～6月28日(火)

試験日 9月4日(日)

試験地 大阪市、神戸市など

※詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の採用案内をご覧ください。

問申 相生税務署 総務課

☎23・0380

自衛官候補生を募集

募集人員 陸上自衛隊約3,650名

海上自衛隊 約250名

航空自衛隊 約620名

受験資格 18歳以上27歳未満の者

※年間を通じて受験申し込みを受け

付けています。試験日、試験会場などは申し込み時にお知らせします。

問申 自衛隊兵庫地方協力本部

相生地域事務所

☎23・2750

お知らせ

簡易耐震診断受け付け中

昭和56年5月以前に建てられた住宅を対象に診断員を派遣し簡易耐震診断を行います。予定戸数に限りがありますので、お早めに申請してください。

診断手数料 1棟 3,000円

(木造戸建住宅の場合)

問 役場建設課 都市整備係

☎52・1117

人事異動

(6月1日付)

職員の6月人事異動をお知らせします。

▼新職名(旧職名)氏名の順

▼上下水道課下水道係長(上下水道課主査)高永宣良

新採用

▼上下水道課主査・阿部陽介

広告 「困ったら」まずは相談から

地域に密着した活動を行います。
借金・金融の相談に限り初回無料。

ホームページからも、ご相談いただけます。
<http://www.okazaki-lawoffice.jp>

弁護士法人岡崎晃法律事務所 検索

弁護士法人 岡崎晃法律事務所

岡崎 晃 (兵庫県弁護士会所属) 吉原 美由希 (兵庫県弁護士会所属)

初回受付専用: **080-6129-1856**

■執務時間(月～金 午前9時～午後7時) ■日曜の法律相談を受け付けています。(午後3時～5時、要予約)
〒670-0954 兵庫県姫路市栗山町126番地 イノウエビル7階(姫路市役所前の大通り西)
TEL:079-281-8188 FAX:079-281-8177

赤穂市民病院からのお知らせ

赤穂市民病院産婦人科では、分娩を平成20年4月から一部制限していましたが、産婦人科医師の体制が整ったことにより平成23年6月から分娩制限を解除しました。

上郡町在住の方も、受診することができしますので、ぜひご利用ください。

赤穂市民病院 医療課

☎ 43・8436

水道料金徴収業務のお知らせ

上郡町では、水道料金の徴収業務を日本ヘルス工業(株)に委託しました。委託業者が皆さんのご家庭を訪問する際は、社員証および上下水道課発行の身分証明書を必ず携帯していただきます。ご理解とご協力をお願いします。

役場上下水道課 上水道係

☎ 52・0097

飼えない猫を引き取ります

日時 7月5日(火)

8時30分～9時30分

場所 役場住民課 環境衛生係

(役場2階)

手数料(真収入証紙)

成猫・子猫(10匹まで)1,700

円、拾得猫 無料

※証紙は金融機関で購入してください。

役場住民課 環境衛生係

☎ 52・1115

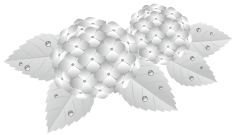
兵庫県電子申請共同運営システム移行のお知らせ

現在、上郡町では、兵庫県と県内市町が共同で開発・運用する「兵庫県電子申請共同運営システム」を利用して、電子申請・届出サービスを行っています。

この兵庫県電子申請共同運営システムは、6月1日をもって新システムに移行しました。これまでに登録されたID・パスワードはそのまま利用することができます。今後も電子申請システムの利用よろしく願います。
<http://ehyogo.eg-front.jp/navi/index.html>

役場総務課 総務防災係

☎ 52・1111



町民参加! チャレンジデー2011 結果発表!!

5

月25日(水)、「チャレンジデー2011」が開催されました。このイベントは、毎年5月の最終水曜日に世界各地で開催されるスポーツ交流イベントで、午前0時から午後9時までに15分以上ならかの運動を行った住民の参加率を競います。それでは、今年のチャレンジデーの結果を発表します!

今年、昨年より903人(5.6%)多い7,217人が参加しました。イベント本来の目的である運動の生活化が定着しつつあります。皆さんこれを機に運動を続けてみませんか。ご協力ありがとうございました!

上郡町民参加率 42.0%



校庭でランニングと補強運動を行いました(上郡中学校)



親子で仲良く体操しました(高田幼稚園)



グランドゴルフでチャレンジデーに参加!(スポーツセンター野球場)

第4回三四郎カップ少年柔道大会
(4月2日)

【団体戦】③(吉田琢磨、杉本陸、上岡達矢、秋葉直樹、神崎峻)

第15回春季ランドゴルフ大会
(4月6日)

①安田清廣②森下教尚③辻久子

第42回進級お祝い剣道大会
(4月17日)

(4月17日)

【個人戦】▼1・2年の部①中村涼花②西山凛久▼3・4年の部①久保芽依②山本花玲③松本英泰▼5・6年の部①小林祐弥②小谷杏美③森中諄▼中学生男子の部①小林尚大②西山修平③松本大空▼女子の部①春名茜里②山本奈奈

第13回春季へタンク大会
(4月22日)

(4月22日)

①安田チーム(安田清廣、星野耕一、竹内善之)②三浦チーム(三浦和子、山本啓市、西田政江)③中川チーム(中川早苗、新林初美、前川照美)④北川チーム(北川英子、井本三江、中川マサコ)

第2回県規定研修競技会ゲートボール
(4月22日)

(4月22日)

①山吹チーム②船坂チーム③コスモスチーム

2011年春季町民ソフトテニス大会
(4月24日)

▼一般の部①藤本侑、高見昌宏ペア②山本達也、琴川尚之ペア③馬島靖明、中野公ペア

第11回春季町民ソフトボール大会
(4月24日)

(4月24日)

▼男子の部①高田台6丁目②竜中③大持

第4回新宮マスターズ水泳大会
(4月24日)

(4月24日)

【男子】▼バタフライ25M35〜39歳③大浦啓文▼平泳ぎ25M40〜44歳③山本高徳▼同55〜59歳②藤本典樹▼平泳ぎ50M55〜59歳②藤本典樹▼平泳ぎ100M40〜44歳②山本高徳

【女子】▼平泳ぎ25M40〜44歳②若井満知子▼平泳ぎ50M40〜44歳②若井満知子▼自由形25M65〜69歳①永井勝代▼背泳ぎ100M65〜69歳①永井勝代▼混合メドレーリレー100M200〜239歳②(永井、藤本、若井、山本)▼混合フリーリレー100M200〜239歳②(若井、藤本、永井、大浦)

春季男女混合ハレーボール大会
(4月25日)

(4月25日)

①川原Aチーム②船坂チーム③TAA

KATAチーム、川原Bチーム

天皇賜杯杯66回全日本軟式野球上郡予選
(5月1日)

(5月1日)

①JBC、WHARP②ユース③上郡町役場、兵庫ヤンキース

2011年度日本マスターズ水泳短水路大会
(5月3日)

(5月3日)

【男子】▼自由形50M55〜59③高橋勲▼背泳ぎ25M55〜59②高橋勲

【女子】▼平泳ぎ100M40〜44①若井満知子▼自由形50M65〜69③永井勝代▼背泳ぎ50M65〜69①永井勝代

【混合】▼メドレーリレー200〜239歳③(永井、藤本、若井、高橋)

(5月8日)

【混合ダブルス】①西川、三浦組②竹本、武末組③檀本、尾上組

【シングルス】①西川辰男②坂元信一

③竹本康伸

【壮年の部ダブルス】①西川、三浦組②西山、武末組



新着

図書案内



たまゆらに

上山本一力

県庁おもてなし課

有川浩

月の街山の街

イ・チヨルファン

俳句大観

麻生磯次

グラウンド・ゴルフ

朝井正教

基本・技術

稲垣尚友

竹組み工芸

齋藤美洲

根付を楽しむ

S・ウェッセンハ

わたしのなかの子ども

石井美樹子

マリーアントワネットの

宮廷画家

ペットのがん百科

鷺巣月美

英国メイドの日常

村上リコ

どうすれば「人」を

石黒浩

創れるか

桜井淳

原子力事故

兼田絢未

自衛マニュアル

B・スウィーテック

移行化石の発見

兼田絢未

親子アスペルガー

兼田絢未

東日本大震災1ヶ月の記録

読売新聞社

老いへの不安

春日武彦

知らないともらえない

佐佐木由美子

お金の話

川添恵子

中国人の

世界乗っ取り計画

いちばん行きたい

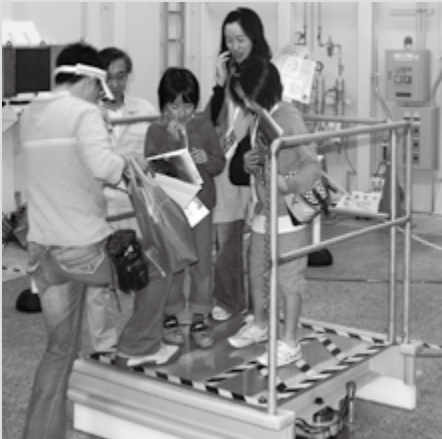
平川陽一

世界遺産

※課題図書入りました

4 月30日(土)のSPring-8 一般公開には、たくさんの方にご来場いただきました。SACLAでは、去年完成した実験研究棟の実験ホールを公開し、昨年より数百名多い、3,486名の方が足を運んでくださいました。

写真①は、エアーパード体験の様子です。機器に人が乗っていますが床との間は紙1枚程度浮いています！エアーパードを使うと、重たい装置を簡単に、しかも1ミリ以下の精度で配置することができます。その他、様々なパネルや模型、体験コーナー、未公開部分の3D映像など、世界に誇る、日本の^{ちみつ}緻密な最先端技術で作り上げられたSACLAを体感してもらえ展示を行いました。来年の一般公開もどうぞお楽しみに！



写真① SACLA施設で使われるエアーパードを体感しました



写真② SACLAの光が通る穴、のぞいてみよう

NISHIHARIMA-KENMINKYOKU-DAYORI

西播磨県民局だより

平成23・24年度 ころ豊かな人づくり500人委員会 参加者募集!

次世代を担う青少年の育成活動や魅力ある地域づくり活動の担い手となる人を募集します。セミナーや交流活動を通して、子どもたちや地域の将来のことをみんなで一緒に考えてみませんか？

- 募集対象 (1) 兵庫県内に在住または在勤・在学者
- (2) おおむね20歳以上の者
- (3) 地域や団体で青少年育成・地域づくり活動のリーダーとして活動している者、または活動に参画する意欲を持つ者

■内 容 全県セミナー(3回程度/年)、地域セミナー(5回程度/年)、地域交流活動を数回実施

■募集期間 7月15日(金)まで(その後も随時受け付けています)

■応募方法 応募書類を西播磨青少年本部まで送付

■受講料 無料(食費、交通費など実費負担が必要な場合があります)



セミナー修了の様子

問 西播磨青少年本部(西播磨県民局 県民室 県民協働課内) ☎58-2131 ☎58-0523

上郡町史第二巻 (本文編Ⅱ) 発刊・販売の ごあんない



上郡町史の最終巻、第二巻(本文編Ⅱ)が発刊されました。

第二巻では、江戸時代後半から近現代までの通史と、文化財・民俗の紹介が記されています。

教育委員会社会教育課窓口では、全四巻を各巻5,000円で販売していますので希望される方は、ぜひお申し込みください。

☎ 上郡町教育委員会社会教育課 文化財係
☎52-2912

全国農業 新聞を購読して みませんか?



発行日 毎週金曜日

購読料 月600円

全国農業新聞は、公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する経営とくらしに役立つ農業総合専門紙です。

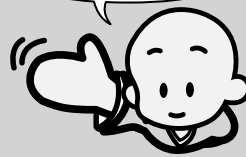
「週刊」の特性をいかし、わかりやすく情報を伝え、家族全員が楽しめる記事を掲載しています。

また、各地域の明るく元気な話題やイベント情報を提供します。

購読を希望する方は、農業委員会までお申し込みください。

☎ 上郡町農業委員会 ☎52-1116

毎月第3水曜日
開催です



ハローワーク 移動雇用相談

「ハローワークあいおい」より専門の相談員を招いて、移動雇用相談を実施します。就職などでご相談のある方はぜひお越しください。

日時 6月15日(水)、7月20日(水)
13時30分～16時

会場 役場第2庁舎2階小会議室

内容 就職情報提供、相談、紹介など

人数 5名

※相談には必ず予約が必要ですので、相談日の前日までに役場産業振興課までお申し込みください。

☎ 役場産業振興課 商工観光係 ☎52-1116



全国一斉 「子どもの人権 110番」 強化週間

「いじめ」や体罰、児童虐待など子どもをめぐる様々な人権問題で悩みをお持ちの方へ。

人権擁護委員、法務局員が電話相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守されますので、ご安心ください。

日時 6月27日(月)～7月1日(金)
8時30分～19時

7月2日(土)～7月3日(日)
10時～17時

☎0120-007-110

☎ 神戸地方法務局 人権擁護課
☎078-392-1821

6月15日 7月20日 みんなのカレンダー

日程、場所などが変更される場合がありますので、参加される場合はお問い合わせください。

6月	
15 水	役 行政相談10:00~12:00 保 4ヵ月児健診(H23.1・2月生)、10ヵ月児健診(H22.7月生)12:30~ 赤 エイズ・肝炎相談&若者の心と体の相談13:30~15:00 社 心配ごと(なんでも)相談13:30~15:00 区 空手道昇級昇段審査19:00~20:00
16 木	区 第14回マウンテンボール大会9:00~ 青 教育相談(電話相談)9:00~17:00 区 ハーモニカ教室10:00~11:30 役 身体障がい者相談13:30~16:00
17 金	子 すこやか子育て教室10:00~
18 土	生 高齢者大学開講日10:00~ 生 おはなし会14:00~14:30
19 日	当直医 菅原病院 ☎52-6369 区 第3回ソフトボール同好会大会、少女バレーボール新人戦9:00~
20 月	子 子育て相談10:00~ 青 教育相談(カウンセリング)11:00~17:00
21 火	子 すこやか子育て教室10:00~ 社 法律相談(予約制)13:20~16:00
22 水	生 デジタルカメラ教室9:30~
23 木	青 教育相談(電話相談)9:00~17:00 社 心配ごと(なんでも)相談13:30~15:00
24 金	区 第5回フロアカーリング大会9:00~ 子 すこやか子育て教室10:00~ 区 ヨガ教室ブルーシーダットン19:30~
25 土	区 保育所連合保護者会9:00~ 区 親子ふしぎ体験隊9:30~
26 日	当直医 高田診療所 ☎52-1052 区 県選手権(B・C級)軟式野球大会、第35回福祉バザー(社協主催)9:00~
27 月	子 子育て相談10:00~ 青 教育相談(カウンセリング)11:00~17:00
28 火	子 すこやか子育て教室10:00~ 区 ヨガ教室ブルーシーダットン19:30~
29 水	
30 木	青 教育相談(電話相談)9:00~17:00

7月	
1 金	子 すこやか子育て教室10:00~
2 土	生 四季の園芸花づくり教室10:00~ 生 おはなし会14:00~
3 日	当直医 森医院 ☎52-0711 区 県選手権(B・C級)軟式野球大会9:00~ 高田小 町子連球技大会9:00~
4 月	子 子育て相談10:00~ 青 教育相談(カウンセリング)11:00~17:00 生 こころのケア相談13:00~14:30
5 火	子 すこやか子育て教室10:00~
6 水	役 家庭児童相談9:00~15:00 生 デジタルカメラ教室9:30~ 赤 エイズ・肝炎相談&若者の心と体の相談13:30~15:00
7 木	青 教育相談(電話相談)9:00~17:00 生 大人のためのおはなし会、高齢者大学開講日10:00~ 社 心配ごと(なんでも)相談13:30~15:00
8 金	保 町ぐるみ健診8:30~ 子 すこやか子育て教室10:00~ 赤 栄養相談(予約制)9:30~11:30 区 ヨガ教室ブルーシーダットン19:30~
9 土	区 近畿ろうきん杯学童軟式野球大会9:00~ 生 みんなの歴史講座10:00~
10 日	当直医 黒田内科クリニック ☎52-0235 区 県選手権(B・C級)軟式野球大会、近畿ろうきん杯学童軟式野球大会、夏季卓球大会9:00~
11 月	保 町ぐるみ健診8:30~ 子 子育て相談10:00~ 青 教育相談(カウンセリング)11:00~17:00
12 火	保 町ぐるみ健診8:30~ 子 すこやか子育て教室10:00~ 区 ヨガ教室ブルーシーダットン19:30~
13 水	保 町ぐるみ健診8:30~
14 木	保 町ぐるみ健診8:30~ 区 第16回グランドゴルフ大会育9:00~ 青 教育相談(電話相談)9:00~17:00 生 お弁当づくり教室9:30~ 社 心配ごと(なんでも)相談13:30~15:00
15 金	保 町ぐるみ健診8:30~ 子 すこやか子育て教室10:00~
16 土	生 おはなし会14:00~
17 日	当直医 苔縄医院 ☎52-5611 区 第4回ソフトボール同好会大会9:00~
18 月	当直医 三浦医院 ☎52-0045
19 火	子 すこやか子育て教室10:00~ 社 法律相談(予約制)13:20~16:00
20 水	生 デジタルカメラ教室9:30~ 保 4ヵ月児健診(H22.3月生)、10ヵ月児健診(H22.8・9月生)12:30~ 赤 エイズ・肝炎相談&若者の心と体の相談13:30~15:00 社 心配ごと(なんでも)相談13:30~15:00

場所・お問い合わせ

- 役 役場 ☎52-1111 (代表)
- 保 保健センター ☎52-2188
- 子 子育て学習センター ☎52-1067
- 生 生涯学習支援センター ☎52-1125
- 区 つばき会館 ☎52-1125
- 区 スポーツセンター ☎52-4433
- 青 青少年育成センター ☎52-5500
- 赤 赤穂健康福祉事務所 ☎43-2938
- 社 社会福祉協議会 ☎52-2910、
心配ごと(なんでも)相談 ☎080-1936-1067
(専用電話当日のみ可)

くらしの相談掲示板

障がい者福祉相談

(訪問相談) 日時は、電話予約で調整
 (面接相談) 月~金曜日(予約制)9時30分~16時
 区 上郡町障害者支援センター“愛あい” ☎57-2233

小児救急電話相談 #8000

休日や夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか医師・看護師に電話で相談できます。
 平日・土曜夜間18時~24時、休日9時~24時
 区 ☎短縮番号#8000
 (ダイヤル回線、IP電話の方は☎078-731-8899)



おなまえ **たくと 匠翔くん (4歳)** 宿東

わんぱく かみごおりっ子

お母さん(藤本 尚美さん)から一言

いつも、元気一杯の匠翔。
幼稚園で、たくさんお友達
つくってね!!

募集中

小さなお子さんの登場をお待ちしています。
ご希望の方は総務課までご連絡ください。

県民芸術劇場 アロージャズオーケストラ

～ Music Around the World ～






日時 7月3日(日)
14時～(開場13時30分～)

生涯学習支援センター 大ホール

- 演奏 アロージャズオーケストラ
- 出演 リーダー・トロンボーンプレイヤー 宋清洋
ゲストシンガー KIKO

■ 前売り券 (全席自由席)

一般	1,200円
大人ペア	2,200円
子ども (高校生以下)	600円
親子ペア	1,600円

■ チケット販売場所
生涯学習支援センター、各地区公民館、スポーツセンター、上郡町教育委員会 社会教育課

問 生涯学習支援センター ☎52-1125

※当日券は料金が200円(ペアは400円)あがります。
※就学前のお子さまのご入場はご遠慮ください。
※託児希望の方は6月24日(金)までにお申し込みください。

今月のオススメ情報

●人口のうごき●

5月末現在()内は前月比・5月届出分

- 世帯数 **6,514世帯 (-18)**
- 人口 **17,037人 (-40)**
- 男性 8,243人 女性 8,794人

出生 7人	転入 16人
死亡 11人	転出 53人
転出取消 1人	



編集後記

雨ニモマケズ風ニモマケズ今日モワタシハ取材ニイキマス。

6月といえば雨。ジトジトして梅雨は嫌いという方もいると思います。そんな時は、雨の日ならではの楽しみを見つけてみませんか？

「雨音を聞きながら、部屋でゆったりと読書や映画鑑賞をする」「道端に咲くアジサイに心を奪われる」「カエルの合唱に耳をかたむける」「雨上がりの虹に感動する」など、視点をかえれば雨降日も楽しいものです。

「四季を楽しむ」、それは生活するうえで大切なことです。特に上郡町には豊かな自然があるのですから。今ごろ、恵みの雨をうけて行頭の稲もスクスクと育っていることでしょう。秋の収穫が楽しみです。

①

June 2011 KAMIGORI 32